

令和2年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第2回会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会 議 名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会(第2回)		
日 時	令和2年9月 24 日(木)午後2時～4時		
場 所	岸和田市庁舎 4階 第2委員会室		
出席委員	上杉委員(会長)、石元委員(副会長)、副島委員、高松委員、奈良岡委員、森垣委員、野口委員、宮前委員、松本委員、殿本委員、高田委員、小西委員、谷委員、西野委員(以上 14 名出席 欠席1名)		
事 務 局	春木市民環境部長、小堀人権・男女共同参画課長、河内参事、古森担当員		
関 係 者	人権教育課八幡課長		
傍聴人数	1人		
次 第	・人権問題に関する市民意識調査について ・今後のスケジュールについて		
配布資料	・次第 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)への指摘と修正…7月資料2 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)見え消し版…7月資料3 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)溶け込み版…7月資料4 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)への指摘と修正案…9月資料5 ・人権問題に関する市民意識調査 調査票(案)見え消し版…9月資料6 ・今後のスケジュールについて…資料7		

<議題等>

1. 議題

【案件】

①人権問題に関する市民意識調査について

- ・令和元年度第3回審議会後の調査票(案)の修正について
- ・令和2年度第1回審議会後の調査票(案)の修正の確認について

②今後のスケジュールについて

<概要>

【会長】

この審議会は2年任期で始まっています、これまでにこの人権尊重のまちづくりという観点からの施策の基本方針を審議してまいりました。

そしてこの前、市長に答申をしたところであります。もう一つ、それを今度は具体的に計画に落としていく、そういうことについても協議しなければなりません、これは次期の審議会で行うことになると思います。そのためにも市民の意識がどのようになっているかという調査を行う必要があります。

そこで、これについてもこれまで調査票の文言等を協議いただきましたが、コロナの影響もありまして、全体に少し後ろの方にずれ込んでおりまして、もう我々の任期が終わる寸前になっております。

しかし、なんとか調査に移らないと前に進めることができませんので、今日は調査票について集中的にご審議いただきたいと思います。

すでに前回、前々回に出たご意見を事務局がまとめて新しい案にしていただいていますので、その説明を受けながら進めることになるかと思います。その点よろしく願いいたします。それでは、本日の委員さんの出欠状況について事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、私から、4点、ご報告させていただきます。まず、会議成立の要件でございます。

本日、吉田委員は所用のため欠席とのご連絡をいただいておりますが、過半数の委員が出席されていますので、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 規則 第5条により開催が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、この審議会は、岸和田市審議会等の会議 及び 会議録の公開に関する条例施行規則に則り、公開となっておりますので、傍聴席を設けております。ご理解賜りますようお願いいたします。傍聴の方は、注意事項の遵守にご協力くださいますようお願いいたします。

また、本日の会議録は、後日、市のホームページで公開するとともに、市の情報公開コーナーに設置させていただきますので、よろしくお願い致します。

最後に、この審議会は、岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 規則 第6条及び第8条により、関係者の出席が可能となっております。本日は、岸和田市教育委員会 人権教育課の職員も出席させていただいております。皆様、よろしくお願い致します。

なお、第1期委員の皆様の任期は、今年 10 月2日まででございますので、実質、本日が最後の審議会となります。皆様、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

【会長】

本日はこれから意識調査の調査票の審議、それから今後のスケジュールについて審議したいと思います。

まず7月に審議できなかった部分を先に審議し、そして前回、審議したけれどご意見が出て修正したものを後で審議するようにしたいと思います。よろしいでしょうか。では事務局から説明をしてください。

【事務局】

＜P.5 問8について説明＞

【委員】

この設問は大阪府の意識調査でもあるのですが、それとの比較を考えておられるなら大阪府と同じ選択肢の数にしないと比較できないので、もし比較するとすれば、そちらに合わせるほうがいいと思います。

【会長】

大阪府では「わからない」が入っており、岸和田にどういう特徴があるか比較するために、「わからない」を置いておくということよろしいですか。

【事務局】

＜P.7 問 13 について説明＞

【会長】

事務局から説明がありましたが、4つ項目を足すということですね。

今、性的マイノリティの人たちの人権ということが話題になっていますが、市民の皆さんがどのように捉えていらっしゃるかということを聞くために、さらに4つ追加してはどうかということです。特にご異議はございませんか。

【委員】

⑨について、自分の身内には同性愛者はいて欲しくないということですが、同性愛だけではなくて性的マイノリティの人はいてほしくないということはどうでしょうか。

【会長】

同性愛者に限る必要はないということでしょうか。

【委員】

市民感覚として、同性愛への嫌悪感が厳しいというように感じるということであれば、ここで聞いておいたほうがいいと思いますし、性同一性障害の方たちには理解があるよ、ということであれば、この問いでもいいと思います。質問と投げかけです。

【委員】

①同性同士の結婚も認められるべきだという問いに対して、同性婚を認めるかと聞くと「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答える人が割と多いのですが、同時に、自分の身内に同性愛者はいて欲しくないという聞くと「そう思う」「どちらかというそう思う」が割と多くなるんです。

ですから、建前として、同性婚はいいけれど自分の身内には、自分に関わる場所では困るという、同性婚を肯定する意見は多いけれども、身内にはいてほしくないということになる、それを肯定する意見が多くなる、そこを比べてみるという意見です。

【委員】

性同一性障害という言葉がたくさん入っているので、⑨も同性愛者や性同一障害のある人は身内にはいてほしくないというふうにするのはどうかと思いました。

【会長】

さきほどおっしゃったのは、①との対比を見るということですね。①に○をつけていれば、当然⑨にも○がつくはずですが、そうにはならない場合はあるのか、そのズレをみるということですね。

①では同性同士の人の結婚ということになっているので、⑨で同性愛のことをみる。

一般論ではおっしゃるとおりに、「性同一性障害や同性愛」はいてほしくないという質問でいいのですが、①との対比を意識するのであれば今の表現のままの方が良いということになりますでしょうか。

【委員】

建前というか、一般的には同性婚はいいと思うけれど、自分に関わるとなると考えてしまうという、そういう態度をとる市民というのが岸和田の場合はまだやってみないと分からないですが、他市ではそういう傾向が出ましたのね。それは啓発、教育の課題がそこから見えてきますので、このままにしておいた方が私はいいいと思います。

【会長】

他との比較も大事なところかもしれませんので、このままでさせていただきますでしょうか。よろしいですか。

【事務局】

<P.8 問 14、問 15 について説明>

【会長】

問 14 の選択肢を4つに整理するということですね。いかがでしょうか。ご異存はございませんか。特になければ、問 15 です。前は、あてはまるものすべてに○をつけるということになっていましたが、1つだけ○をすることにして、問 16 ではその回答にする方が良いということですね。特に印象に残っているものひとつに丸をつけるというように回答を限ってもらうということですが、これについていかがでしょうか。よろしいですか。

【事務局】

<P.10 問 18 について説明>

【会長】

前の③は削除してはどうかということです。また、前の④の母親が育てる方がいい、というのは育児に専念する、というふうに限定してはどうかということですね。また、前の⑦の表現は、「収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのはやむを得ないことだ。」に変えるということですね。

前の⑨の「福祉施設では」、というのはこれは漠然としすぎているということですね。それで「高齢者施設では」というふうに変えると。これについてなにかご意見はございますでしょうか。

【委員】

福祉施設、もちろん高齢者施設と限定された方がイメージが湧くと思うのですが、障害者施設というのもあるんですよね。子どもが生まれ、そしてだんだん大きくなって障害を持った大人になる。障害者施設について、市民の皆さんはどういうふうに思っているのか。

例えば、お散歩にも行けるような人員もなく、その施設にずっと入れられたままというような施設もたくさんありますので、できましたらばそういう項目も設けていただきたいと思います。

【会長】

今おっしゃったのは高齢者施設だけではなくて、障害者施設という言葉を入れるということでしょうか。

障害者といっても範囲が広いわけですが、その辺についてどうでしょうか、何かご意見ありますでしょうか。

高齢者ではよく認知症の問題とかそういったことで話題になりますけれども。

今のお話では、高齢者・障害者施設というような感じですか。

【委員】

別段で設けていただいた方が市民の方の意識が分かると思います。

高齢者と言いますと皆さん一般的に、健常の方が年老いたのが高齢者というイメージだと思うんです。

障害者となると生まれつきとか途中で障害を負った人が入る施設というイメージだと思うんですね。

ですので高齢者施設はある意味、今の法律でもそうなんです、高齢者の方が割と補助金などが多いんですね。障害者の方は少ないです。ですから、職員さんも少ないので外に出かけたりする機会も少ないですね、障害者施設の方が。そういう事をご存知の方は少ないと思うのですが、せっかくのアンケートですので入れていただきたいと思います。

【会長】

選択肢をもう1つ増やすということでしょうか。その辺についてなにかご意見ございますでしょうか。高齢者施設を聞くのと同じように障害者施設についても聞くということですね。

【委員】

例えば同じ方が答えるときに、高齢者施設だったら制約があるとちょっと気の毒だなあ、だけど障害者施設だったら制約があっても仕方がないんじゃないかというふうに答えるかもしれないです。そこをちょっと聞いていただきたいと思います。

【会長】

ただいまのご意見について、皆様方のご意見はございませんか。

【委員】

今、高齢者施設とか障害者施設でしたか、それ以外にたくさん施設がある中で、多様性がある中でこの2つだけの施設というのは…。ハンディキャップを持った方もおられますし。

例えば、児童福祉施設、精神科、あるいは病院でもですね、認知症の方を受け入れるところもあったり。

ですから、社会福祉施設等で、というのが全体をとらえられるので適切ではないかと思います。

【会長】

今、元の福祉施設のという言い方のほうが包含的であるというご意見でした。福祉施設と言うと、皆さんどういうイメージを持たれるかということですね。

【委員】

福祉施設と書いていただいて、そこに（高齢者、障害者、精神障害者施設、児童施設、様々な施設等）を入れていただくのはどうでしょうか。

【会長】

今、新しい提案が出ました。福祉施設とするけれども、（ ）として具体的に高齢者施設であるとか障害者施設等というふうには書けばどうかということですがどうでしょうか。ご異存はございませんか。

【委員】

そこまで上げると、どうなんでしょうか。先ほどのご提案では、高齢者施設と障害者施設で市民の見方が差があるのではなかというご提案で、2つ並べればということでした。

福祉施設ということで様々なものを入れ込むと、答える市民が何をイメージして答えるのかということで、回答ごとに異なってくるということも起こるということです。対象を福祉施設ということで広げるというのは、あまり市民の意識を把握するという点では適切ではないように思うのですけれども。

【委員】

ありがとうございます。皆さんの良い意見を聞かせて頂きまして、私も障害を持っている子どもが30歳になりまして、障害児から障害者へと移行して、今、まさしく施設が足りないんです。

施設が足りないということは、いらぬぐらいに思われて、一生親が看れという状況になっております。

ですので、高齢者施設はみんな必要と考えているのは、やはり若い時はしっかり働いて納税したからこの人たちはそういう権利があるんだというふうにな、市民の意識があるのかなと思います。

障害を持っている、生まれつきの障害がある子は納税をしていない、ずっと社会保障を受けているやないか、まだそれが欲しいと言ってるのか、産んだ親が看た方がいいんじゃないか、とこれは、私たちが常日頃これは僻みじゃなく感じている施策なんです、国のね。そこは市民の意識を問うて欲しいです。皆さんがどう思っているのか。

【会長】

いずれにしてもすべての施設について聞くということではできないので、ある程度、例示という形でやらざるを得ないという面がありますので、今、話題になっているのは高齢者施設と障害者施設ということで、ちょっと市民の反応が違うのじゃないかということで、高齢者施設について聞く項目と障害者施設について聞く項目を入れてほしいというご意見ですね。

それでよろしいでしょうか。それでやらせて頂いて、いろんな施設について聞くという機会もいずれくるかと思いますが、次の機会ということでさせていただきたいと思います。

【委員】

その設問の場所ですが、3ページの間の5が障害のある人の人権、ここでまとまっていますので、先ほどの「障害者施設では、本人の意思に反して行動を制限することも必要だ」というのは、そちらでまとめた方が場所としては良いかと思うので、少し離れますけれども。同じ人が答えるわけですから違いは出てくるかと思えます。

【会長】

障害者施設のことは、障害者の問題として3ページで聞いていますので、そこに障害者施設の問題、障害者施設の中での行動の自由の問題、そういったことについては聞いてみたらどうかということですね。

それはいいかわかりませんね。似たような問いが続くとかえって、紛らわしくなってくるということもありますから、そのようにさせていただきたいと思います。

【事務局】

<P.11 追加質問 問19について説明>

【会長】

これは、いろんな自治体でよく聞いている項目ですが、実際に差別を受けた時にどのように対応したか、どこかに相談したのかどうかということですね。これは、いろんな自治体で聞いていますが、岸和田でも聞いてみたらどうかということですね。何か皆様方の方でご意見ございますでしょうか。

【委員】

19の質問を見た時に、人権という頭があればいいのですが、他人の言動で不快な思いや不利益というのは人権以外のことの言動や不利益と言った時に、回答が見当たらなくなる。

ということで、質問に人権を意識させる文言を加えてはどうかと思います。

【会長】

今おっしゃったのは質問の仕方で、範囲が広いということで漠然としているということですね。

確かに、あなたは人権侵害を受けたことがありますか、というようなストレートな聞き方をしているところもあるんですが。

【委員】

他市のを見てますと、この5年くらいというのを入れるのが増えているといて、「あなたはこれまで」となると高齢者の人はかなり以前のことも含まれてきますので、5年くらいというのを入れているところが多くなっています。

人権を侵害されたことがありますかということを聞くのが多いですね。このように他人の言動で不快な思いや不利益と言いますと、ちょっと範囲が広くなりすぎるような問いになっているように感じられます。

【会長】

いかがでしょうか。不快な思いとか他人の言動で、というのは皆さん、いろんなご経験の中で突き当たることが多いと思うのですが、人権侵害をここでは特に問題にしているので、ストレートにその言葉を使ったらどうかということですがよろしいでしょうか。

【委員】

あなたは、戸籍や本籍や出身地など、そういう「出所」って言うんですよ、岸和田の人は。「出所はどこや」と。出身という、戸籍とか本籍、「出所」というのを入っていたら、人権を問われていると回答しやすいのかと思います。すごく嫌な言葉ですが、それがわかりやすいかと思います。

【会長】

今、おっしゃったのは選択肢にそういった、出身とか「出所」という言葉を使われましたけれども、それを聞くという？

【委員】

問いのところです。問いのところが漠然としている、範囲が広いとおっしゃっていたので。

【会長】

「出所」とか出身だけに限ってしまうと狭くなりますよね。この問いは、答えが全部違ってきますのでね。

もし入れるとすれば選択肢ですが、その辺の表現が難しいと思うのですが。

結婚や就職の際に差別を受けたという問題が、今おっしゃったことに入っているのかと思いますが。他に何かございませんか。

【委員】

この他人の言動で不快な、ということは、やはり市民の方の意識調査でありますので、人権侵害となりますと固く、重いものとなるので他人の言動で不快な想いの方が市民にとって分かりやすいと思います。

【会長】

市民にとって分かりやすいということなんですが、確かに選択肢を見て回答するのですから、ある程度判断はつくと思うのですが。表現はこのままでも、選択肢を見れば間違いない回答になる、というように言えるかどうかですね。このへんはどうでしょうね。

【委員】

確かにおっしゃったように、不快な思いの方がわかりやすいと思うのですが、例えば、新幹線の中で赤ん坊が泣いているというのを不快だと感じる人がいるので、それは人権侵害かなと思うと、違うなということで難しいんですが、やっぱりここは、問いでは人権侵害という言葉を使った方が良いのではないかなと思います。

【委員】

市民の意識調査の一つの意味は、人権侵害と書いてあるこのことが人権侵害だと当たるのだと、これも啓

蒙になるのでね。市民に分かりやすい言葉で表現するのは、意識調査としてはやはり人権侵害としっかり言って、そこで、こんなことがあるのか、ああ、そうなのかというところですね。人権侵害という言葉でここは問うべきだと思います。

【会長】

いずれにしても問いのところの表現が大事なんです、具体的な中身については問 19-2の選択肢に出てるんですね。ですから、これが人権侵害というものだという中身みたいなものがこの①から⑪に出てるので、問いのところに人権侵害という言葉が出てもそれほど支障がないのではないかと思います。

むしろそれが人権侵害に当たるというものを意識してもらうためにいいんじゃないかということです。よろしいですか。他にこの点で何かございますか。

【委員】

問 19-3ですね、どのように対応しましたかというところなんです、選択肢の4番で市役所や法務局などの行政機関に相談したとあるんですね。

行政機関と言うとすごく広がりますので、他市でやっているのは「市役所で相談した」というもの、市役所は相談窓口を設けていますので。

それとは別に「法務局や人権擁護委員に相談した」と分けて示しているところが多いですね。

そうすると市役所が3%から4%ぐらいあるのに、法務局が1%を切るんです。やはり、法務局に行く人がすごく少ないというのも分かりますので、この4を「市役所で相談した」というのと「法務局や人権擁護委員に相談した」というふうに選択肢を分けた方が良くと思います。

それから10番の「我慢した」と11番の「何もしないでそのままにした」というのを一緒にしていいかと思います。わざわざ分けることはないのかなと思いました。

それから問 19-2で○はいくつでも、問 19-3で○はいくつでも、ここまでだったら問題はないのですが、その下、「あなたが相談した結果、問題は解決しましたか」というところ、これは複数相談した人で、例えば、市役所で相談したけど解決しなかったけれども、また別の件で学校の先生に相談したら解決した、という人はどう答えていいのか、答えることができなくなります。

ですから、この問 19-4を入れるんでしたら、ちょっと難しくなるんですけど、相談した人っていうように限定されますので、問 19-3で「相談した」の所に○をした人で、その中で主なものについてお答えください、というふうに聞かないと、問 19-4に行けませんので、そうするとすごく答え方がややこしくなるので、問 19-4はもう取ってしまうか、入れるとしたら、ちょっと問い方を一から考え直さないといけないかなと思います。

【会長】

今おっしゃいますように、実は人権擁護委員の役割というのがよく問題になっているので、他のところでは選択肢に人権擁護委員を入れているんです。

法務局と人権擁護委員はかなり繋がっていますので、繋がっていると言うか法務局が人権擁護委員の方の窓口にもなるわけで、したがって、それは別個に出したほうがいいというふうに私もちょっと思います。

それからもう一点、今おっしゃった、解決した、解決しなかったというのを聞くとすれば問 19-3の中で○をつけて、その○をつけたものが解決したかどうかというように聞かないといけなくなるんですよ。ちょっと複雑な形になりますけれど。

【委員】

解決した、と結果が出た場合は、問 19-5ぐらいにして、解決した方法はどのようなものか問う方法はいかがでしょうか。

【会長】

どの問題について解決したかということも当然、問題になるし、この項目の扱いがなかなか複雑ですね。

今、おっしゃったようなことも含めて。これは検討課題にさせていただくということで。

【委員】

でもこのページはすごく重たいページです。苦しんでおられる方のことを思うと、解決したか解決しなかったかは聞きたいと思います。工夫して入れていただきたいなと思います。

【会長】

1つの方法はできるかどうか分かりませんが、問 19-3で例えば○をつけてもらって、そしてそのうちで解決したものには◎をつけてもらうということはありうるんですね。ちょっと集計の仕方がややこしくなりますけれども、そういうような形で行きますか。

【委員】

私は民生委員をさせていただいているんですけども、やはり地域の方で活動させていただいているので、8番の市民団体の所に民生委員にもというような感じで付け加えていただけたら嬉しいなと思います。

【会長】

今おっしゃったのは、市民団体の所に民生委員も入れるということですか。それとも別個に。

【委員】

別個に入れていただいてもいいと思います。

【委員】

民生委員児童委員です。

【会長】

今ご意見いただいているのは、民生委員児童委員というのも重要な相談相手として浮かび上がるので、別の1つの選択肢に入れてほしいということですね。

それから先ほどおっしゃったのは、「我慢した」と「何もしないでそのままにした」というのは結局同じことになるので、1つに「何もしないでそのままにした」にしておく、すると選択肢が増えてもそんなに増えたということにはなりません。

そういう形で、民生委員児童委員というのを選択肢の中に入れるということでよろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきたいと思います。

その次、12 ページ、13 ページは問いの番号が変わる、それだけのことですね。そして、最後、用語説明で、ヘイトスピーチの定義というのはなかなか難しいのですが、ヘイトスピーチ解消法に書かれていることをヘイトスピーチとして説明に入れる、つまり特定の民族、国籍の人を排斥する差別的言動、ではそれ以外はヘイトスピーチではないのか、そういうことになりますよね。例えば差別部落の人たちに対しての攻撃的なことなんかはヘイトスピーチにならないのか。これは実際、奈良県なんかでもあったわけですけども。ただ、ここでは法律に基づいて考えるとこういうことになるんだということで、法の中にある文言を用語解説の中に入れておくということですね。

【事務局】

<追加項目として、問8～12 の部落問題の項目に学習経験の有無と時期に関する項目の追加と、P.10 の問 18 への積極的質問の追加について説明>

【会長】

分量のことも考えると、入れることが難しいけれども、この項目を工夫することでカバーすることはできないかということですか。事務局の説明がはっきりしなかったです。

【事務局】

質問を増やしたらどうかというご提案がございました。今の状態で、合計 13 ページにわたって 21 問の大きな質問項目がございます。そして最後に用語解説があるのですが、紙の枚数をこれ以上増やすことができないということが1つありまして、余白はありますので、余白を使って質問を増やすということはもちろん分量的には可能かと思うのですが、この調査票を受け取られた市民の皆さんの感覚として、答えやすいものかどうか

かということがあるかと思いますが、どのような質問を増やしていくのか、その質問の狙いがどうなのかということを経験的に考えまして、頂戴したご意見、33 番の箱、34 番の箱をどのように考えていけば良いのだろうかというご提案です。

【会長】

設問をこれ以上増やすことが難しい面があるという中で、ご指摘がありました部落問題の項目に学習経験の有無と時期を追加してはどうかとか、問 18 のところにもう少し積極的な内容のものがあってもいいんじゃないかというようなご意見もある。しかし、事務局としてはそのあたりなかなか難しい面もあるけれども、どうなんだろうという投げかけですね。

【委員】

それ以外にも、問 12 の設問の後に、その理由はどうしてかということ考えたことがあるか、ということを入れてほしいです。

大概の人はいけないと言われるというだけで、それを考えようとしません。それを立ち止まって考えないと、部落差別というのはなくなっていくと思います。

何でいけないんだろうと立ち止まって考えてもらえるような、問うていただけるような何かがほしいです。

項目内に「同和地区の人(子ども)とは、付き合っては(遊んでは)いけない」とか「結婚してはいけない」とありますが、その理由は何だろうと、それを考えてもらうということがものすごく大事なんだと思います。そういう項目を入れていただきたいと思います。

【会長】

問 12 の後に、例えば、そのようなことを聞いたときにあなたはどう思ったかというのを入れるということですか。

【委員】

どうしていけないのかってということを考えてもらえる設問にしてほしいなと思ったのです。

【会長】

問 12 は同和問題について、どんな発言をあなたは聞いたかという質問ですね。人がどう言ったかということですね。それについてあなたはどう思ったかということも必要だと。

【委員】

この点については、問 12-2 があるのですが、これとの関係はどうなるのでしょうか。

全くおっしゃった趣旨と一緒にではないかもしれませんが、問 12-2 で、発言を聞いた時の問いがあるので、主観というか、それに対する対応はここにあると思うので、内容が重なってしまうようにも思うのですが。

【会長】

今、ご指摘いただいたことの内容は問 12 の 2 で得られるんじゃないかということですね。よろしいでしょうか。大事なことであります。

【委員】

さきほど、分量はあまり増やせないけれども、問 18 で積極的な意見を入れてはどうかということに対する意見ですが、異なる観点からの質問があるのであれば入れた方がいいかもしれませんが、積極と消極で裏と表から聞いているだけという質問であれば、同じ一人の人が答えれば同じ答えになるので、別の観点からならば無理して入れる必要があると思うんですが、ただ積極的だということだけでは入れる必要性は、制約がある中ではあまり意味がないかなとは思っています。

【会長】

どちらかと言うと、積極的な問いというのが割合と少ないというところが気になるというご指摘ですよ。

【委員】

今ある質問を裏返して記載してはどうでしょう。

【委員】

逆の問い方をすると、「そう思う」と「そう思わない」が逆になるということなんですけれども、ただプラスのイメージで「何々であるべきだ」とか「尊重すべきだ」というふうな意見だと、割と「そう思う」が増えるんですね。

逆で、「障害者が不利益を受けてもやむを得ない」というマイナスの問い方だと、割と「そう思う」と「そう思わない」が散らばるって言いますかね。だから理念的な、こうあるべきだというふうにいうと、そちらに引っ張られて「そう思う」が増えるので、否定的な問いの方が本音が出やすいという面はあるかと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。先程から問題になっています、箱の 33 ですが部落問題についての学習経験の有無と時期を入れるといくつか設問が必要になってくるんで。大事なところですのでね。聞いているところが他の自治体でないわけではないですが。いかがいたしましょうか。

【委員】

今、会長がおっしゃったように、この質問は他の市町村でもいくつか出ていまして、特に部落問題について学習経験が年代によってすごく違います。

例えば障害者問題とか高齢者問題とか外国人問題とか、そういった問題よりかなり大きく、法律の関係もあって変わってくるのでそれを聞いてはどうかとご提案をさせていただいたんですが、問 19 が加わったことでかなり最初の案より紙面が増えていきますので、難しければこれは無しということで、意見を出した人間としては思います。

【会長】

大事なところではあるんですけども、どうしても分量が増えるのならば仕方がないなという、そういうご判断ですね。

【委員】

私は入れていただきたいと思います。1960 年生まれです。そういう学習は一度もしてきませんでした。

同じぐらいの歳の子から、教えてもらいました。

それをみんなが知っている、だんだん知っている、だんだんそれを広めているような年代に生きてきました。私はそういうことはすごくダメだと気がついたのは、自分が障害を持った子を生んだ 30 歳です。

自分が差別される側に回ったんです。その時に初めてその人たちの痛みを知りました。その時に、そういう作業所の方がビデオを見せてくれました。そういう地域の方の苦しさを書いた一編のビデオを見ました。それまで何も学んでいませんでした。岸和田ではそういう方がたくさんいると思います。どこかで取り入れて欲しいと思います。

【会長】

これ、シンプルな形では、例えば「学校で学んだ」とか「親から聞いた」とかそういう項目があるんですよね、自治体でよくやる調査として。それぐらいであれば、問 13 の前にスペースがあります。そこに入れても枚数そのものは増えないんじゃないかなと思うんですけども。部落問題についてどこで学んだかというものを入れるということで、よろしいでしょうか。

【委員】

「学校で学びましたか」と聞くのか、それとも「部落問題について最初に知ったのはどういうきっかけですか」といって「親に聞いた」とかそういう問いにするかどちらかですね。

【委員】

私はだいたい多いのは、お友達関係やと思いますね。私は中学校の時に友達に教えてもらったんです。そういう地域があるということですね。

【会長】

どこで聞いたということですか。学校だけに限定せずにね。

【委員】

学校で聞くということはまあ、あんまりないと思います。差別が残っているということとどこで知りましたかという質問ですね。

【会長】

どこで知ったか、ということですね。こういうことでよろしいでしょうか。

一とお見いただいたんですが、前回、ご意見いただいたところを修正案を出していただきまして、それについて、またご意見があったというものが積み残しと言いますか、残っておりますので、それについて事務局の方から説明いただきながら進めていきたいと思います。

【事務局】

＜資料5と資料6の説明＞

【会長】

「無作為」を消してしまうと作為でやるということになります。つまりこちらで自分達が勝手に選んだということになってしまうので、無作為を消してしまうとだめなんですね。若い人たちをたくさん取るとしても、無作為にとることは間違いないわけですよ。さいころをふるような形で、こちらの作為を加えずに取るんですから、これは削る必要は何もないということがあると思います。

それから、今おっしゃったのは、いつ現在 18 歳であるかということを明記する、それからメールアドレスを書くということですね。この辺は特にございませんでしょうか。

【事務局】

＜P.2 問3、問4について説明＞

【委員】

修正案を見てわからないところがあるので、みなさんのご意見をお聞かせください。問3の④です。

修正案で、「人権には常に義務がともなうので、人権だけ主張して義務をおろそかにするのはよくない」、そういう問いに修正をいただいているのですが、どうもちょっとわからない、不安になるのが、2つの要素が入っているので、「人権は常に義務がともなう」ということと「義務をおろそかにするのは良くない」という2つのことが入っているので、みんながどこに引っ掛かりはるかで、〇をしていくのが変わるのではなからうかと思っていて、分析がしにくいのではないかなと思うのですが。特に、よく意識調査を見ていらっしゃる先生方の経験も教えていただきたいのですが、一般的にどんな問いが多いのかとか、皆さんが答えるとしたら自分がどちらに反応して書かれるかというのを教えていただければと思います。

【会長】

今、この文では2つの要素が入っていて、「人権には常に義務がともなう」というところに反応する人と、「人権だけ主張して義務をおろそかにするのはよくない」というところに反応する人と、ごっちゃになってしまうと。

そのへんについて、いかがでしょうか。

前はいちばんシンプルな形であったのは、「学校では権利よりも義務を教えるべきだ」という、そういう非常にシンプルな、よその自治体でもよく聞いている表現だったんですね。そのうちにいろいろとご意見が出る中でこのような修正案が事務局から提起されたのですが、そのあたりいかがでしょうか。皆様方もどういうふうで〇をつけるか、お考えいただき、ご判断いただければと思うのですが。私も複雑だと思っております。

【委員】

人権のことを考えることと義務とは別だ、そういう趣旨で、以前申し上げた次第です。それが学校の中でと限定して書いてありましたので……。

【会長】

要するに、人権には常に義務がともなうということの問題にする、というご意見ですね。後の方の表現ではなくて、前の方の、人権には常に義務がともなうということを聞いてはどうか、ということですね。

ただ、この場合、義務というのをどういうふうに人々がとらえるのか。

その辺、いかがでしょうか。回答する側の市民感覚を含めて考えないといけませんので。何か考えがございますでしょうか。人権には常に義務がともなうといった場合、ちょっとシンプル過ぎて、今おっしゃったニュアンスが伝わるのかなというのはちょっと気になるのですが。

【委員】

常に、が要らないんじゃないですか。常ではないと思います。常に義務じゃないと思います。

【会長】

人権というのは、本来1つの権利なんですよ。

【委員】

これは、よく権利と義務と一緒に、権利には義務がともなうというふうに考えている人が多いと思いますが、権利の行使には責任はともないですけど、義務はともなわないですね。例えば、お金借りたら返さないといかない義務があるんですけど、貸した人は返してもらおう権利があるんですね。ですから、それは一人の人間に義務と権利が同時にあるのではなくて、借りた方には返す義務があって、貸した方に返してもらおう権利がある。権利と義務は同一人物に同時にあるというものではないので、そこを誤解している人が多いので、それがどの程度かというのを把握するということは、権利教育の課題が出てくるので、いいかと思いますので、適切な問い方の文章にすればいいと思います。

【会長】

だから人権には必ず義務がともなう、というようなそういう表現に対して、「そう思う」か「そう思わない」かで回答してもらおうということでもいいのかなと思うのですが。皆様方よくご存知のように、教育を受ける権利というのはありますが、教育を受ける義務というのはないわけですよ。親が子どもに教育を受けさせる義務はありますが、子どもが教育を受ける義務があるわけではない。このへんがよく誤解されるところでもあるわけで。

教育を受ける権利を子どもたちは持っていますけれど、教育を受ける義務は子どもたちにあるわけではない。それとも関連する項目で、極めて重要な項目ですけど、後の方の文章を削って、人権には必ず義務がともなうんだという、そういうような表現で聞くということでよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきます。

⑭の差別されている人の意見をきちんと聞く必要がある、これは残した方がいいだろうということですね。問4のところ、前も指摘がありましたが、項目の順ですね。よろしいですか。

【事務局】

<P.3 問5について説明>

【会長】

事務局の説明について、どのように受け止めていただけますでしょうか。

【委員】

繰り返しになりますけれども、さきほどの障害者施設の項目をこちらに設けてくださるんですね。

【会長】

そうですね。3ページの回答する選択肢は、事務局の説明のとおりでいいですか。特にご異議がなければ事務局案でいかせていただきたいと思います。

【事務局】

<P.4 問6について説明>

【会長】

何かご意見ございますでしょうか。特にないようでしたら、修正案のようにしてよろしいですか。

ありがとうございました。

これで一応、調査票の審議は終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

【委員】

最後の属性のところで、性別を答えるところがあるんですけど、男・女・（ ）となっていますが、（ ）に当てはまる人は書かないといけなくなるんですね。他市で、いろいろありますが、割と多いのは「その他」です。その他だとわざわざ書く必要がありませんので。「その他」ということを入れることによって、性別は男と女2つだけではないんだという啓発にもつながるので、（ ）よりは「その他」の方がいいんじゃないかと思います。

【会長】

性別のところ、男・女・（ ）になっていますけれど、確かに男・女だけで終わるのではなくて、いろんなものがありうるんだということを意味するのですが、確かに（ ）だと何か書かなきゃならないという煩わしさとか抵抗感が出るかもしれない。むしろ、「その他」とした方がいいんじゃないかと。これについて意見はございますか。よろしいでしょうか。では、そのように修正させていただきます。他はよろしいですか。

皆様方のご協力で、調査票の案ができ上がりましたので、皆様方にも調査についてご協力をいただくこともあるかと思いますがよろしくお願いします。

続いて、スケジュールについて、ご意見を伺うということもございますので、よろしくお願いします。

【事務局】

＜資料7について説明＞

【会長】

我々の任期は間もなく終わるわけでありまして、それ以降のことについてもここで決めておかないと前に進めませんので、本日、このスケジュールを出していただいたわけです。スケジュールについて、何か、ご意見はございますでしょうか。特に、ご質問やご意見はございませんか。なければ、このとおりで進めさせていただくということになりますので、よろしいですか。では、この案のとおりに参らしていただきたいと思います。

他に何か、この際、ございませんか。

【委員】

部落問題というようなことを今まで、メディアでは一切取り上げてこなかったんですが、今日は第2弾として、部落問題を考える番組「バリバラ」がEテレで8時からありますのでご覧ください。

【会長】

他に何かございますでしょうか。

【委員】

スーパーバイズということがケースワーカーにはやっていく必要があるんですね。保護受給者に対する認定のところは非常に難しい問題でありますので、これはやっぱり違法なことでそれを強要してくる方に対しては、やっぱり職員の方々はその現状をまとめた上で必要な法的対応を含めて、対応していかないといけない。

ソーシャルワーカーの方も、有能な人は異動は激しいですね。そこは、スーパーバイズをされて育っていくような、そういう市になっていかないとなかなか難しいのではないのかなというふうに思います。

【会長】

他にございませんでしょうか。もしなければ時間も来ているから、これで終えさせていただくこととなりますが、会議録でございましていつものように私と事務局でやりとりさせてまとめさせていただくことでよろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

これで審議を終えさせていただきますが、これまで2年間にわたり、皆様方にはずいぶんご協力をいただきましてありがとうございました。本当におかげさまで、方針づくり、調査票づくり、円滑に進むことができました。また、次期からもお世話になる方もいらっしゃると思いますし、引き続き、岸和田市が人権のまちとして発展するように期待しているところでございます。本当に皆様方、どうもありがとうございました。